

システナ健保だより

2025.4
No.124



! ご家族が被扶養者資格を失ったら、 5日以内に異動届の提出を

解説動画はコチラ▶
<https://douga.hfc.jp/imfine/seido/25spring01.html>



保険料の負担なく健保組合に加入できるのが被扶養者のメリットですが、被保険者の収入によって生計を維持されていることが前提です。このため、被扶養者が就職した場合や、収入が増加した場合はその資格を失うことになります。被保険者は、**5日以内に「被扶養者(異動)届」*1を提出してください。**

*1 健康保険証等が交付されている場合はあわせて返納してください。

・・・こんなとき、ご家族は被扶養者資格を失います・・・ ～異動届の提出を忘れずに～

・・・他の健康保険に加入したとき・・・

加入できる健康保険は1つです。就職して他の健康保険の被保険者になると、被扶養者ではいられません。パート・アルバイト先*2の健康保険の被保険者になった場合も同様です。



*2 週の所定労働時間が20時間以上で所定内賃金が月額88,000円以上、2カ月を超える雇用期間の見込みがあり、従業員数51人以上の勤め先の場合は、勤め先が加入する健康保険の被保険者になります(学生を除く)。

・・・収入が増加したとき・・・

被扶養者でいられる収入基準は年間130万円未満(60歳以上または障害がある場合は180万円未満)かつ、被保険者の収入の1/2未満です。今後1年間の見込みで判断されるため、月額10万8,334円以上(同15万円以上)になると、被扶養者ではいられません。



130万円の壁 ▶ 超えても被扶養者のままでいられる場合があります

2023年10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」が導入されました。これにより、被扶養者の年間収入が130万円を超えても、勤め先の事業主の証明により一時的な収入の変動と認められる場合は、引き続き被扶養者として認定されます。

・・・失業給付金の受給を開始したとき・・・

失業して被扶養者となったご家族が雇用保険の待期間後、失業給付金の受給を開始したとき、基本手当日額が3,612円以上(60歳以上または障害がある場合は5,000円以上)になると収入基準を超えるため、被扶養者ではいられません。



・・・75歳になったとき・・・

75歳*3になると、後期高齢者医療制度の被保険者になります。加入できる健康保険は1つのため、被扶養者ではいられません。



*3 一定の障害があると認定された場合は65～74歳。

< 異動届を提出しないと…どうなる? >

異動届を提出せず、後日、被扶養者資格を失っていることが判明した場合、資格喪失した日にさかのぼって健保組合が負担した医療費を返還していただくことになります。また、被扶養者資格は定期的に調査をしており、この調査にご協力いただけない場合や、虚偽の申告をされた場合は資格を削除することがあります。

ご家族の被扶養者資格は正確に把握いただき、資格を失った場合は**5日以内に異動届の提出**をお願いします。

令和7年度 収入支出予算概要のお知らせ

一般勘定

令和7年度は国に納める納付金のうち前期高齢者納付金額が大幅に減少したことから、保険料率を前年度の9・4%から引き下げ9・0%としました。

被保険者数は5、715人(対前年度150人減)、平均標準報酬月額額は307、339円(対前年度10、816円増)、総標準賞与額は3、038百万円(対前年度562百万円増)を見込みます。その結果、健康保険収入は2、090百万円(対前年度25百万円減)を見込みます。

保険給付費は1、105百万円(対前年度63百万円減)、納付金は906百万円(対前年度161百万円減)、保健事業費は111百万円(対前年度6百万円増)を見込みます。
 予算総額は対前年度714百万円減の2、722百万円、経常収支は97百万円の赤字を見込みます。

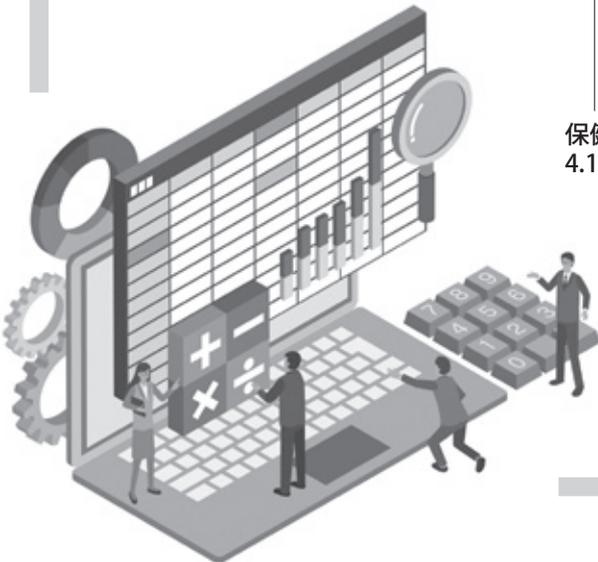
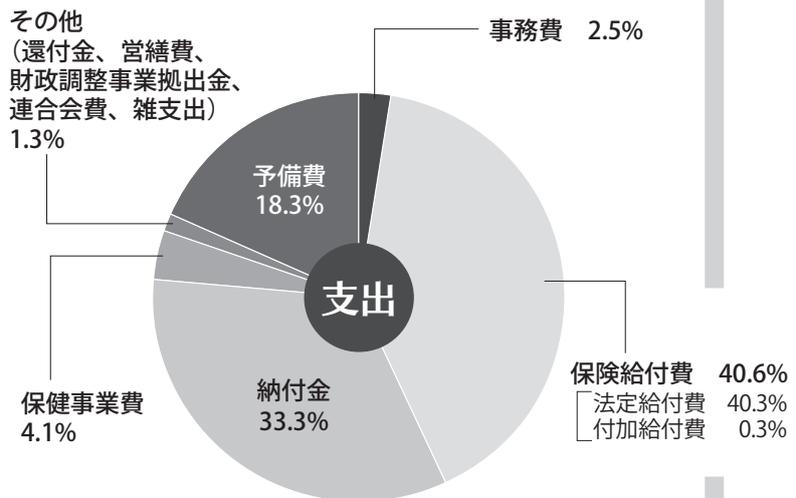
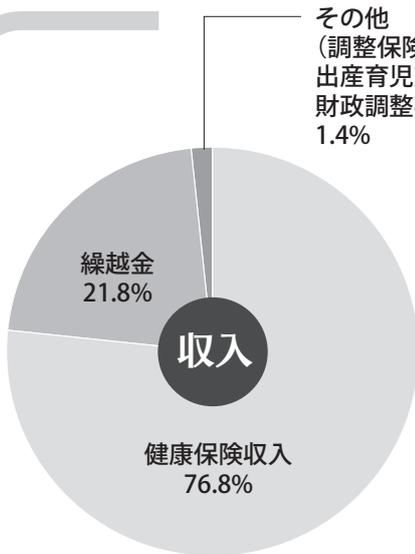
介護勘定

保険料率は前年度と同率の1・6%です。

介護保険第2号被保険者たる被保険者数は982人、特定被保険者数は12人、平均報酬月額額は419、959円、総標準賞与額は575、596千円を見込みます。

介護保険収入は89、357千円、繰越金は12、975千円、介護納付金89、032千円、予備費13、284千円を見込みます。

予算総額は対前年度5、625千円増の102、346千円、経常収支は309千円の黒字を見込みます。



※端数処理の影響で100%になりません。

令和7年度予算概要表

一般勘定 末尾に*印のついた項目は経常収入支出科目です

収入科目	予算額(千円)
健康保険収入*	2,090,707
{ 保険料*	2,089,993
{ 国庫負担金収入他*	714
調整保険料収入	30,632
繰越金	593,746
国庫補助金収入	157
{ 特定健診・保健指導補助金*	150
{ その他	7
出産育児交付金*	1,749
財政調整事業交付金	3,000
雑収入	1,880
{ 利子収入・その他*	1,879
{ 補助金等追加収入	1
収入合計	2,721,871
経常収入合計*	2,094,485
経常収入支出差引額*	-97,487

支出科目	予算額(千円)
保険給付費*	1,104,997
{ 法定給付費*	1,095,990
{ 付加給付費*	9,007
納付金*	905,764
事務費*	69,010
保健事業費*	110,558
還付金	105
{ 保険料還付金*	100
{ 調整保険料還付金	5
連合会費*	1,443
営繕費	2,000
財政調整事業拠出金	30,632
雑支出	200
{ 補助金等返還金支出	100
{ その他*	100
予備費	497,162
支出合計	2,721,871
経常支出合計*	2,191,972

介護勘定 末尾に*印のついた項目は経常収入支出科目です

収入科目	予算額(千円)
介護保険収入*	89,357
繰越金	12,975
繰入金	0
雑収入*	14
一般勘定受入	0
収入合計	102,346
経常収入合計*	89,371
経常収入支出差引額*	309

支出科目	予算額(千円)
介護納付金*	89,032
介護保険料還付金*	20
積立金	0
一般勘定繰入	0
雑支出*	10
予備費	13,284
支出合計	102,346
経常支出合計*	89,062

令和7年度予算基礎数値等

一般勘定

区分	令和6年度	令和7年度	増減
被保険者数	5,865人	5,715人	-150人
保険料免除者数(再掲)	148人	150人	2人
平均標準報酬月額	296,523円	307,339円	10,816円
総標準賞与額	2,476,291千円	3,038,376千円	562,085千円
被保険者の平均年齢	30.83歳	31.42歳	0.59歳
被扶養者数	1,062人	1,008人	-54人

	一般保険料率	調整保険料率	計
事業主	44.350/1000	0.650/1000	45.000/1000
被保険者	44.350/1000	0.650/1000	45.000/1000
計	88.700/1000	1.300/1000	90.000/1000

介護勘定

区分	計
介護保険第2号被保険者数	1,170人
介護保険第2号被保険者たる被保険者数	982人
特定被保険者数	12人
平均標準報酬月額	419,959円
総標準賞与額	575,596千円

	介護保険料率
事業主	8.000/1000
被保険者	8.000/1000
計	16.000/1000

健診後受診補助金制度のご案内

ご自身の健康を守るために 医療機関を 受診しましょう！



令和7年4月から、システナ健康保険組合では、被保険者および被扶養者が健診後に再検査や治療が必要と判定された場合に、受診費用の一部を補助する制度を開始します。

(令和7年1月から3月までに健康診断を受けた方も、以下の要件を満たせば補助対象となります。申請受付は4月1日からとなります)

目的

この制度は、健康診断の結果再検査や治療が必要とされた場合に、医療機関を積極的に受診してもらうことを目的としています。早期発見・早期治療によって、被保険者および被扶養者の健康管理や疾病予防に繋がります。

対象となる健康診断

事業所、組合、自治体が行う健康診断が対象です。

対象疾病

- 生活習慣病(血圧、血糖、脂質、肝機能、腎機能)
- がん(肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん)

補助金を受けるための要件

- 再検査受診時または治療開始時にシステナ健保組合の被保険者または被扶養者であること
- 健康診断の結果、「要再検査」「要精密検査」または「要医療」と判定されたこと
- 健康診断時に対象疾病について治療を開始していないこと(治療が1年以上中断していた場合も申請可能です)
- 健康診断受診日から3ヶ月以内に医療機関を受診すること

補助金支給額

- 対象疾病に関わる受診費用または5,000円のうち、いずれか低い額を支給します。
- 補助金は、健診後の医療機関受診について1回(その受診で対象疾病に関わるお薬が処方された場合はお薬代も含めて1回とします)に限り適用します。

公 告

公告第299号

新年度の健康保険料率および介護保険料率について

令和7年度の健康保険料率は9.0%とし、昨年度の9.4%から引き下げました。

介護保険料率は1.6%とし、昨年度から変更ありません。

令和7年3月1日(令和7年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については令和7年4月1日)から適用します。

	健康保険料率		介護保険料率	
	新料率	旧料率	新料率	旧料率
被保険者	45.00/1000	47.00/1000	8.0/1000	8.0/1000
事業主	45.00/1000	47.00/1000	8.0/1000	8.0/1000
合計	90.00/1000	94.00/1000	16.0/1000	16.0/1000

内訳は次のとおりとなります。

- 一般保険料率 88.70/1000 基本保険料率 50.25/1000
- 調整保険料率 1.30/1000 特定保険料率 38.45/1000

公告第300号

任意継続被保険者の 新年度保険料について

令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額額は320,000円です。保険料は以下のとおりです。

標準報酬月額	320,000円(第23等級)
健康保険料月額	320,000円 × 90/1000 = 28,800円
介護保険料月額	320,000円 × 16/1000 = 5,120円

上記標準報酬月額額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額(上記金額)を比べ、いずれか低い方の額を適用します。

(適用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日)

事業概要

(2025年2月末現在)

事業所数



9事業所

被保険者数



男 3,063人
女 2,619人
計 5,682人

平均標準報酬月額



男 348,612円
女 280,057円
平均 317,013円

被扶養者数



1,057人
1人当たり扶養率
0.19人

介護保険第2号被保険者数



1,191人